

第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画

中間評価案

令和 7年11月

札幌市環境局

目 次

1 はじめに	1
2 産業廃棄物の処理状況	2
(1) 全国の産業廃棄物の処理状況	2
(2) 北海道の産業廃棄物の処理状況	2
(3) 札幌市の産業廃棄物の処理状況	3
(4) 種類別排出量の比較	3
(5) 札幌市の産業廃棄物の処理フロー	4
3 計画目標の達成状況	5
(1) 計画目標の中間評価	
ア 最終処分量の削減	5
イ 再生利用の推進	7
(2) 参考指標の中間評価	
ア 建設系産業廃棄物	9
イ 廃プラスチック類	10
ウ 廃石膏ボード	11
4 施策の実施状況	12
(1) 施策 1 再資源化の推進	
ア 施策 1-1 建設系廃棄物選別施設の活用	12
イ 施策 1-2 札幌市リサイクル団地の処理施設整備	12
(2) 施策 2 立入指導及び普及啓発の推進	
ア 施策 2-1 建設工事現場等排出事業場への立入指導	13
イ 施策 2-2 処理施設等への立入指導	13
ウ 施策 2-3 適正処理等に係る普及啓発	14
(3) 施策 3 手続き等の電子化の推進及び情報提供	
ア 施策 3-1 電子化の推進	15
イ 施策 3-2 産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供	15
(4) 施策 4 循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討	
ア 施策 4-1 市域内処理のあり方の検討	16
イ 施策 4-2 市が受け入れている産業廃棄物の見直し	16
ウ 施策 4-3 市内処理施設による再生利用の推進	16
(5) 施策 5 不法投棄等の防止対策の推進	
ア 施策 5-1 不法投棄パトロール	17
イ 施策 5-2 市民及び事業者との協力体制の推進	17
(6) 施策 6 特別管理産業廃棄物の適正処理	
ア 施策 6-1 P C B 廃棄物の期限内処理の推進	18

イ 施策 6-2 感染性廃棄物の適正処理.....	18
ウ 施策 6-3 廃石綿等の適正処理.....	18
(7) 施策 7 災害廃棄物処理体制の充実	
ア 施策 7-1 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し.....	19
イ 施策 7-2 関係団体等との連携.....	19
ウ 施策 7-3 災害対応事例の収集と対応の検討.....	20
(8) 施策 8 社会環境の変化への対応	
ア 施策 8-1 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討...	21
イ 施策 8-2 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査.....	21
ウ 施策 8-3 気候変動対策の推進.....	22
5 計画の中間評価	23

1 はじめに

第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、札幌市で発生する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものである。

計画では、令和12年度を目標年度として、2つの数値目標（①最終処分量、②再生利用率）を掲げ、これらを達成するために「再生利用及び適正処理の推進」「社会変化に対応した処理体制の推進」の2つの基本方針のもとに、8つの施策を定めて取組を進めてきた。

今年度は計画の中間年度に当たることから、令和6年度には市内から排出される産業廃棄物の排出、処理状況実態・推計調査（令和5年度実績）を行い、このたび中間評価として取りまとめた。

2 産業廃棄物の処理状況

(1) 全国の産業廃棄物の処理状況

全国の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図1に示す。

排出量は平成20年度から平成24年度にかけて減少し、平成25年度で微増したが、平成28年度以降はまた微減で推移している。再生利用量は平成20年度以降減少傾向であり、最終処分量は平成14年度以降減少している。

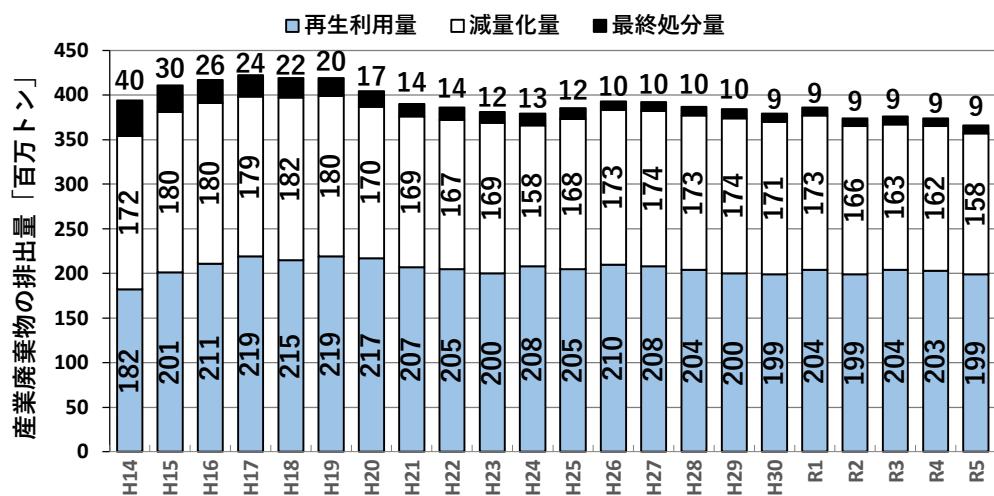


図1 全国の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（令和5年度速報値）」より

(2) 北海道の産業廃棄物の処理状況

北海道の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図2に示す。

排出量は平成19年度に減少したものの、平成24年度では微増し、以降は横ばいである。再生利用量は増加、最終処分量は平成19年度から横ばいである。

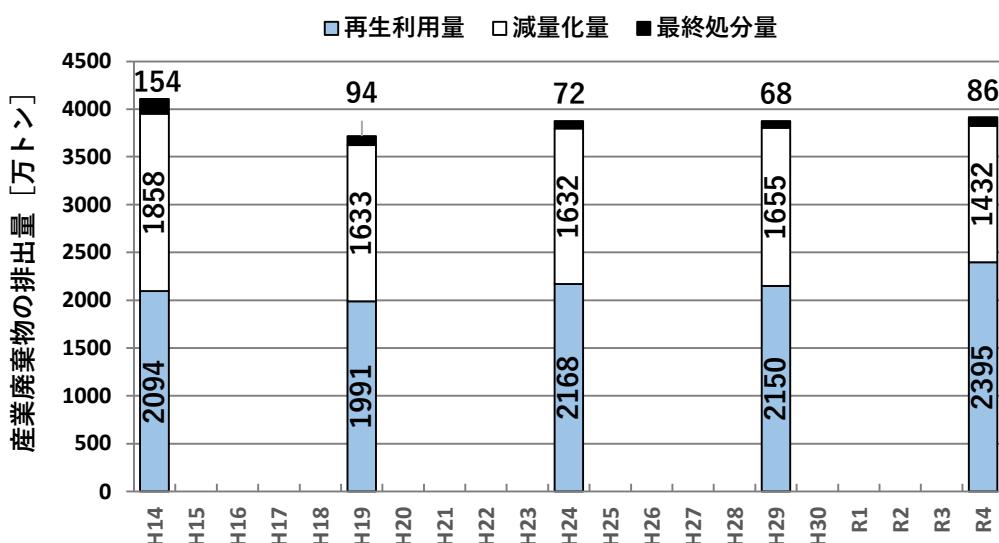


図2 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：北海道廃棄物処理計画（令和7年4月）等より作成

(3) 札幌市の産業廃棄物の処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図3に示す。

排出量は300万トン弱で推移している。再生利用量は増加、最終処分量は減少している。

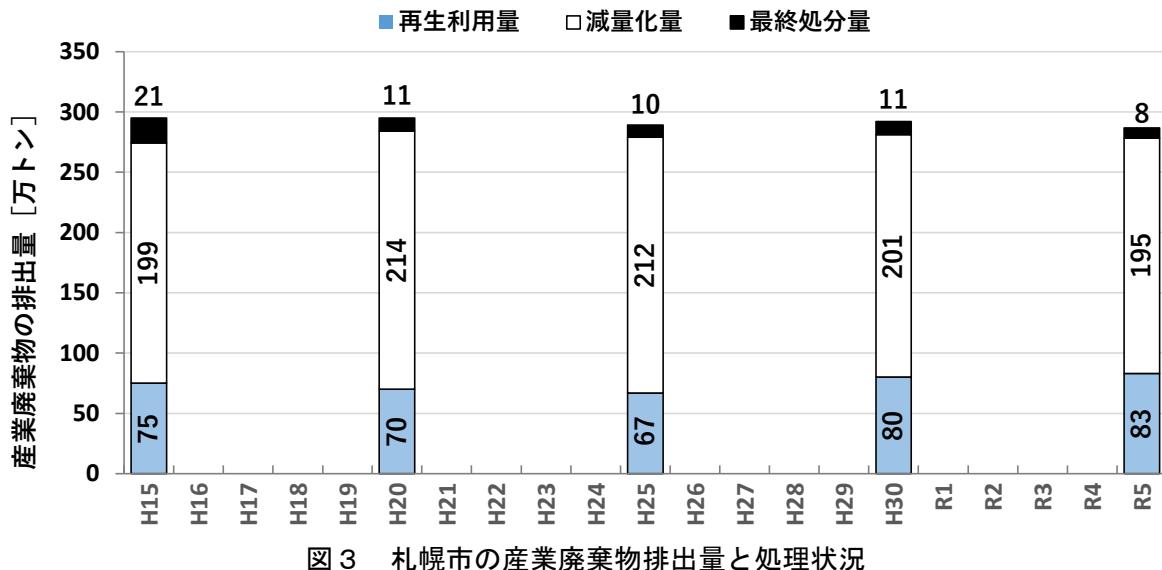


図3 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

(4) 種類別排出量の比較

全国の種類別排出量は、汚泥が最も多く排出量全体の42%、動物のふん尿が22%、がれき類が17%となっていた。

北海道の種類別排出量は、動物のふん尿が最も多く、排出量全体の55%を占め、次いで汚泥が24%であった。これら2種類で排出量全体の約80%を占めている。

札幌市の種類別排出量は、汚泥が最も多く全体の68%を占めており、このうち上下水道汚泥が98%を占める。次いで、がれき類が18%で、これら2種類で全体の86%を占めている。

上記の割合を比較したグラフを図4に示す。

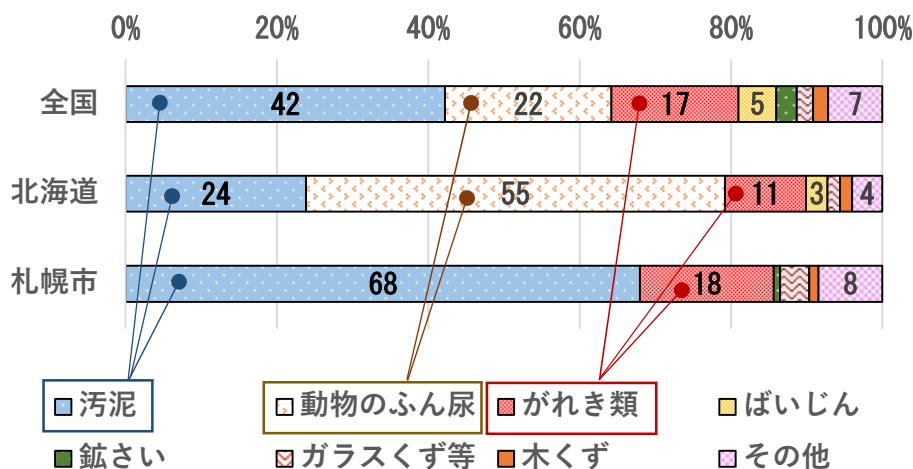
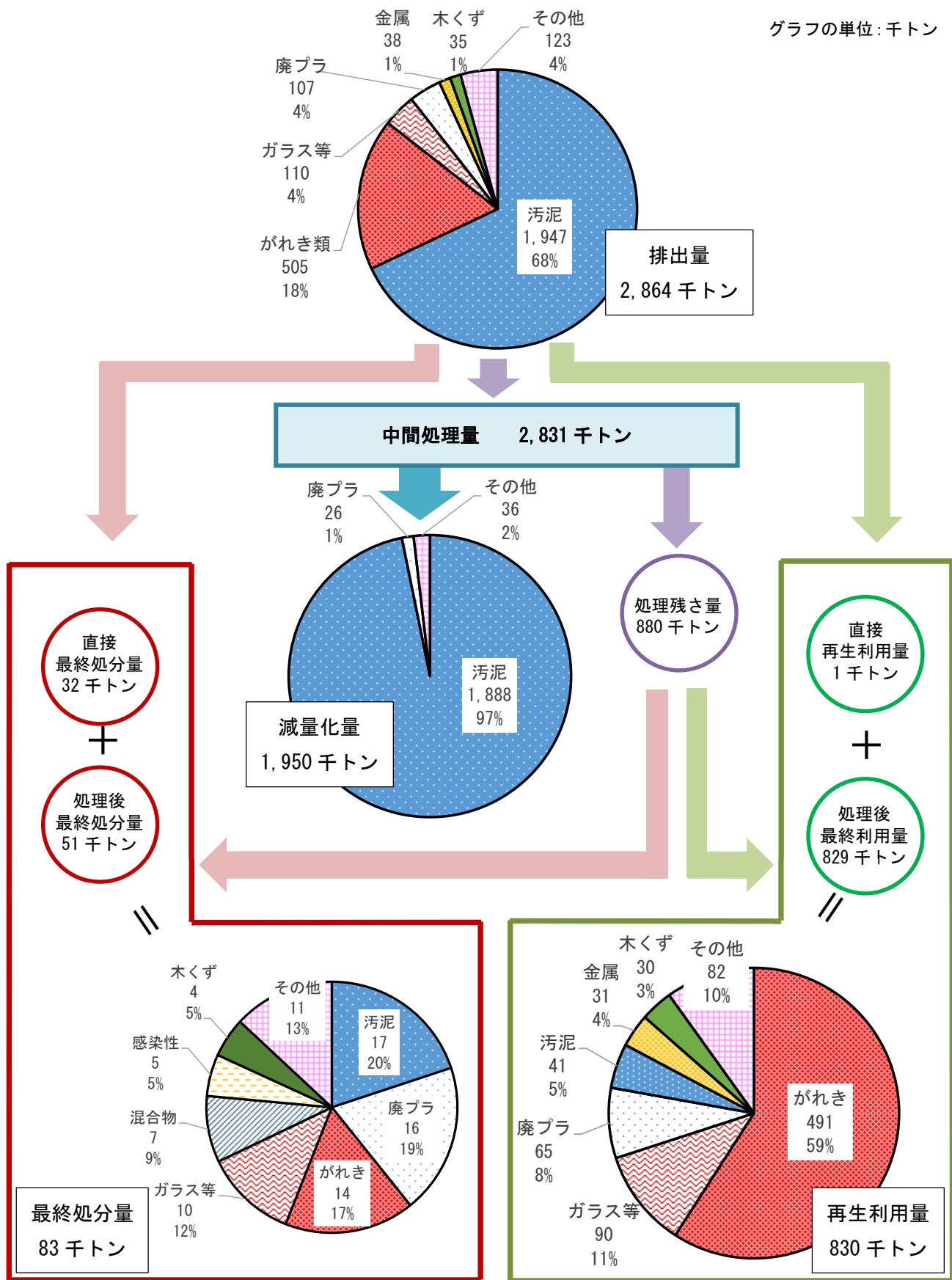


図4 種類別排出量の割合の比較

(5) 札幌市の産業廃棄物の処理フロー



※ 図中の数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある

図5 札幌市の産業廃棄物の処理フロー（令和5年度）

3 計画目標の達成状況

(1) 計画目標の中間評価

ア 最終処分量の削減

(ア) 目標値

令和 12 年度の最終処分量を 10.0 万トン以下に抑制する。

(イ) 中間評価

① 最終処分量の結果

令和 5 年度の最終処分量は 8.3 万トンであり、目標の 10.0 万トン以下を達成している。平成 30 年度の 10.8 万トンから 2.5 万トン減少した。

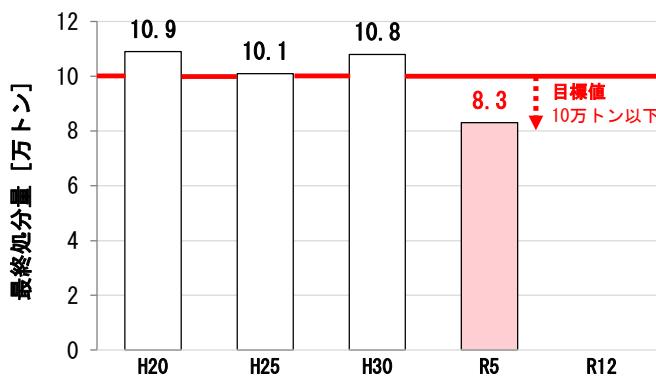


図 6 最終処分量の経年比較

② 考察

○ 最終処分量（表 1）

- 令和 3 年度に市内で廃石膏ボードの焼成施設が本格稼働したこともあり、令和 5 年度における最終処分量は、平成 30 年度に比べて合計 2.5 万トン減少した。ほとんどの品目で減少しているが、がれき類は 0.9 万トン増加している。

表 1 最終処分量の比較

単位：万 t

	廃棄物の種類	H30	R5	増減量
1	燃え殻	0.0	0.0	0.0
2	汚泥	2.4	1.7	▲ 0.7
3	廃油	0.3	0.1	▲ 0.2
4	廃酸	0.0	0.0	0.0
5	廃アルカリ	0.0	0.0	0.0
6	廃プラスチック類	2.1	1.6	▲ 0.5
7	紙くず	0.3	0.3	0.0
8	木くず	0.3	0.4	0.1
9	動植物性残さ	0.0	0.0	0.0
10	金属くず	0.2	0.2	0.0
11	ガラス・コンクリート・陶磁器くず うち、廃石膏ボード	2.2 1.3	1.0 0.4	▲ 1.2 ▲ 0.9
12	鉱さい	0.1	0.1	0.0
13	がれき類	0.5	1.4	0.9
14	その他	2.4	1.5	▲ 0.9
15	合計	10.8	8.3	▲ 2.5

○ 最終処分率（表2～表4）

- 令和5年度における最終処分率は、平成30年度に比べて全体で0.8ポイント減少している。ほとんどの品目で減少しているが、紙くずや木くずが約6ポイント、がれき類は1.6ポイント増加している（表2）。紙くずは多くの業種で、木くずは建設業やその他の事業で増加していた（表3及び表4）。木くずのうち、その他の事業の内訳を確認したところ、新聞業や鉄道業、卸売業・小売業で最終処分率が高い状況だった。

表2 最終処分率の比較

単位：%

	廃棄物の種類	H30	R5	増減
1	燃え殻	64.5	1.8	▲62.7
2	汚泥	1.2	0.9	▲0.3
3	廃油	22.8	13.5	▲9.3
4	廃酸	10.0	3.1	▲6.9
5	廃アルカリ	9.1	12.2	3.1
6	廃プラスチック類	24.7	15.1	▲9.6
7	紙くず	47.3	52.9	5.6
8	木くず	6.2	12.0	5.8
9	動植物性残さ	0.4	0.4	0.0
10	金属くず	8.0	5.7	▲2.3
11	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17.3	9.1	▲8.2
	(うち、廃石膏ボード)	79.9	43.3	▲36.6
12	鉱さい	4.1	2.3	▲1.8
13	がれき類	1.2	2.8	1.6
14	全体	3.7	2.9	▲0.8

表3 紙くず（業種別）の最終処分率の比較

単位：%

	業種	H30	R5	増減
1	農業、林業	—	51.0	—
2	建設業	49.4	52.8	3.4
3	製造業	31.1	54.0	22.9
4	医療、福祉	50.3	63.1	12.8
5	その他の事業	55.7	52.2	▲3.5

表4 木くず（業種別）の最終処分率の比較

単位：%

	業種	H30	R5	増減
1	農業、林業	7.0	—	—
2	建設業	4.8	11.2	6.4
3	製造業	6.9	7.2	0.3
4	医療、福祉	7.0	—	—
5	その他の事業	9.1	23.2	14.1

※上記「その他の事業」のうち、新聞業や鉄道業、卸売業・小売業の数値が高かった。

(イ) 総括

最終処分量及び最終処分率が増加しているがれき類や木くずについては、業種が限定されているので重点的に立入を行い、原因を聞き取る等の調査をする必要がある。

イ 再生利用の推進

(ア) 目標値

産業廃棄物の再生利用率を 81.0%以上（※1）にする。

※1 計画策定期と同様に、上下水道汚泥は減量化後量で算定する。

(イ) 結果

① 再生利用率の結果

令和 5 年度の再生利用率は 83.8%（※2）であり、目標の 81.0%以上を達成している。平成 30 年度の 79.8%から 4.0 ポイント増加した。

※2 図 5 の「排出量」2,864 千トンから「減量化量」の汚泥（1,888 千トン）のうち上下水道汚泥分 1,874 千トンを引いた 990 千トンを分母、「再生利用量」830 千トンを分子とした。

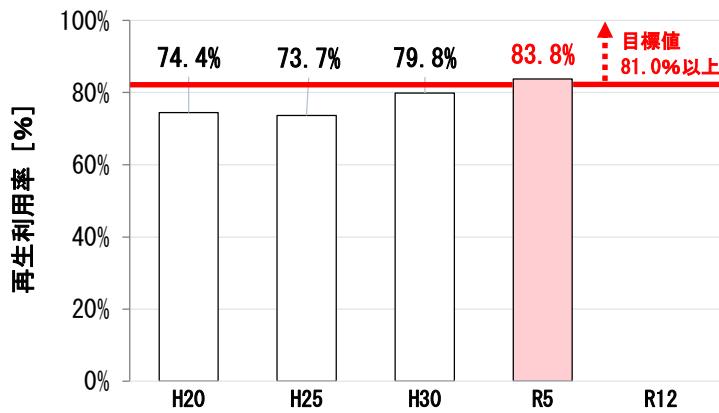


図 7 再生利用率の経年比較

② 考察

○ 再生利用量（表 5）

- 令和 5 年度の再生利用量は、平成 30 年度に比べて合計 2.7 万トン増加した。

表 5 再生利用量の比較

単位：万 t

	廃棄物の種類	H30	R5	増減量
1	燃え殻	0.2	0.4	0.2
2	汚泥	7.4	4.1	▲ 3.3
3	廃油	0.8	0.6	▲ 0.2
4	廃酸	0.1	0.1	0.0
5	廃アルカリ	0.1	0.0	▲ 0.1
6	廃プラスチック類	4.6	6.5	1.9
7	紙くず	0.3	0.2	▲ 0.1
8	木くず	4.7	3.0	▲ 1.7
9	動植物性残さ	1.6	1.5	▲ 0.1
10	金属くず	2.2	3.1	0.9
11	ガラス・コンクリート・陶磁器くず うち、廃石膏ボード	9.5 0.3	9.0 0.6	▲ 0.5 0.3
12	鉱さい	3.4	2.4	▲ 1.0
13	がれき類	43.2	49.1	5.9
14	その他	2.2	3.0	0.8
15	合計	80.3	83.0	2.7

○ 再生利用率（表6）

- ほとんどの種類の産業廃棄物で再生利用率が上昇している。表5では再生利用量が8品目で減少しているが、そのうち5品目で再生利用率は逆に上昇している。したがって、これら再生利用量の減少は排出量の減少の影響を受けたものであり、再生利用率は概ね上昇していると考えられる。
- がれき類の再生利用率は1.0ポイント増加しており、再生利用が進んでいる。
- 木くずは再生利用率が5.5ポイント減少し、最終処分率が同程度の5.8ポイント増加しているため（表2参照）、再生利用分が最終処分に振り替わったと推測される。

表6 再生利用率の比較

単位：%

	廃棄物の種類	H30	R5	増減
1	燃え殻	35.5	98.2	62.7
2	汚泥	3.6	2.1	▲1.5
3	廃油	63.2	70.7	7.5
4	廃酸	37.0	40.2	3.2
5	廃アルカリ	32.5	31.6	▲0.9
6	廃プラスチック類	55.1	60.6	5.5
7	紙くず	41.0	47.0	6.0
8	木くず	90.5	85.0	▲5.5
9	動植物性残さ	97.6	97.6	0.0
10	金属くず	77.7	80.6	2.9
11	ガラス・コンクリート・陶磁器くず うち、廃石膏ボード	74.4 18.9	82.4 56.6	8.0 37.7
12	鉱さい	95.9	97.6	1.7
13	がれき類	96.2	97.2	1.0

(イ) 総括

再生利用率が減少し最終処分率が増加している木くずについては、立入時などに原因を聞き取る等の調査をしていく必要がある。

(2) 参考指標の中間評価

計画目標を達成するためには、様々な業種又は種類ごとに最終処分率の削減と再生利用率の推進を図る必要があるとしている。

その中でも、計画目標を達成するうえで重要な「建設系産業廃棄物」「廃プラスチック類」「廃石膏ボード」に着目し、最終処分率及び再生利用率を参考指標と位置付けている。

ア 建設系産業廃棄物

(ア) 目指す参考値

令和 12 年度の最終処分率を 5.0% 以下、再生利用率を 92.0% 以上にする。

(イ) 結果

- 令和 5 年度の最終処分率は 5.9%であり、平成 30 年度の 7.1% から 1.2 ポイント減少しており、目指す方向に進んでいる（図 8）。
- 令和 5 年度の再生利用率は 91.4%であり、平成 30 年度の 89.6% から 1.8 ポイント増加しており、目指す方向に進んでいる（図 9）。

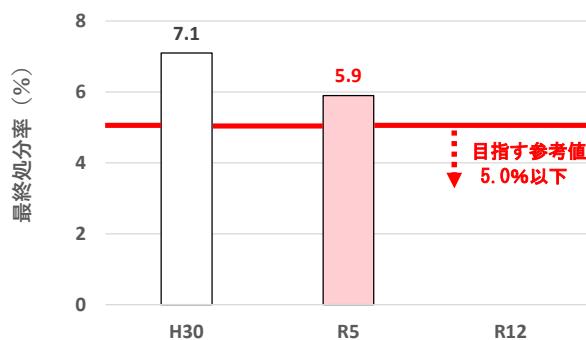


図 8 最終処分率の経年比較

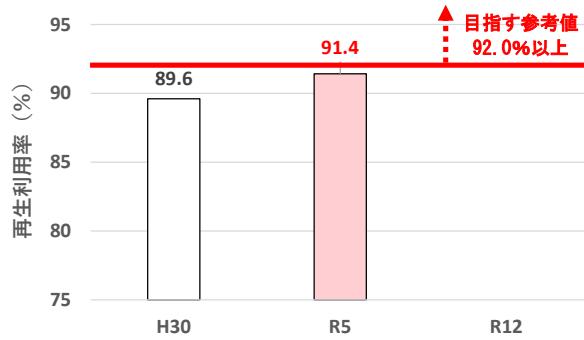


図 9 再生利用率の経年比較

(ウ) 考察

- 建設系産業廃棄物のほとんどで最終処分率が減少している一方で、汚泥や紙くず、木くず、がれき類の最終処分率が増加している（表 7）ので、これらの増加理由を調査する必要がある。

表 7 建設系産業廃棄物の最終処分率の比較

単位：%

	廃棄物の種類	H30	R5	増減
1	汚泥	4.6	10.4	5.8
2	廃油	92.6	44.9	▲ 47.7
3	廃プラスチック類	31.2	20.7	▲ 10.5
4	紙くず	49.4	52.8	3.4
5	木くず	4.8	11.2	6.4
6	金属くず	8.7	2.5	▲ 6.2
7	ガラス・コンクリート・陶磁器くず （うち、廃石膏ボード）	60.6 81.1	11.4 43.2	▲ 49.2 ▲ 37.9
8	がれき類	1.1	2.8	1.7
9	全体	7.1	5.9	▲ 1.2

イ 廃プラスチック類

(7) 目指す参考値

令和 12 年度の最終処分率を 20.0%以下、再生利用率を 60.0%以上にする。

(1) 結果

- 令和 5 年度の最終処分率は 15.1%であり、平成 30 年度の 24.7%から 9.6 ポイント減少しており、令和 12 年度までに目指す参考値である 20.0%以下に収まっている（図 10）。
- 令和 5 年度の再生利用率は 60.6%であり、平成 30 年度の 55.1%から 5.5 ポイント増加しており、令和 12 年度までに目指す参考値である 60.0%以上になっている（図 11）。

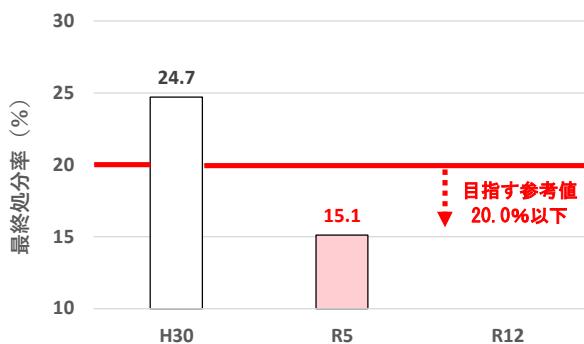


図 10 最終処分率の経年比較

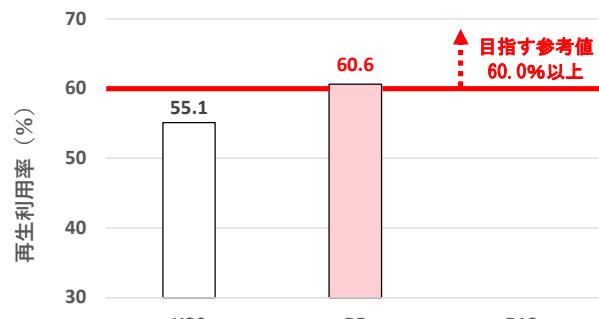


図 11 再生利用率の経年比較

(ウ) 考察

- ほとんどの業種で最終処分率が減少しており（表 8）、廃プラスチック類のリサイクルの動きが札幌市全体で進んでいると推測される。
- 農業、林業で最終処分率が増加した理由は不明であるため、農業、林業での増加理由を調査する必要がある。

表 8 廃プラスチック類（業種別）の最終処分率の比較

単位：%

	業種	H30	R5	増減
1	農業、林業	9.2	29.2	20.0
2	建設業	31.2	20.7	▲ 10.5
3	製造業	35.1	16.9	▲ 18.2
4	医療、福祉	34.3	4.3	▲ 30.0
5	その他の事業	19.3	18.6	▲ 0.7

ウ 廃石膏ボード

(7) 目指す参考値

令和 12 年度の最終処分率を 40.0% 以下、再生利用率を 60.0% 以上にする。

(1) 結果

- 令和 5 年度の最終処分率は 43.3%であり、平成 30 年度の 79.9% から 36.6 ポイント減少しており、目指す方向に進んでいる（図 12）。
- 令和 5 年度の再生利用率は 56.6%であり、平成 30 年度の 18.9% から 37.7 ポイント増加しており、目指す方向に進んでいる（図 13）。

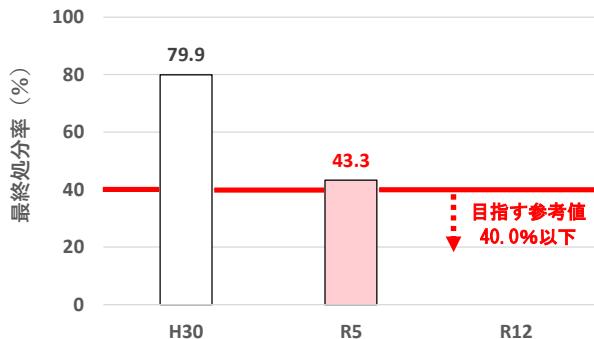


図 12 最終処分率の経年比較

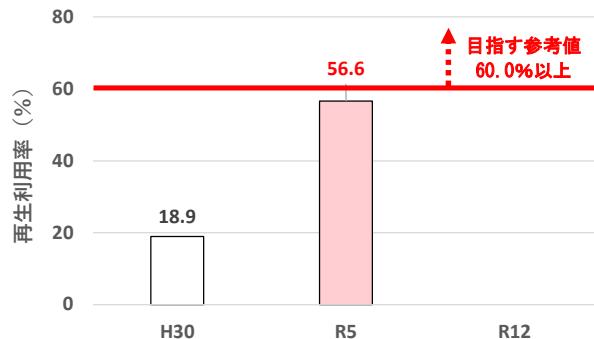


図 13 再生利用率の経年比較

(ウ) 考察

- 令和 3 年 4 月に、札幌市の埋立処分場で廃石膏ボードの受入を停止したため、最終処分率が大きく減少した。
- 令和 3 年度に本格稼働した市内の廃石膏ボードの焼成施設における再生利用量は増加している（図 14）。令和 5 年度には市外でも新たなりサイクル施設が稼働しており、リサイクルが進んでいる状況にある。

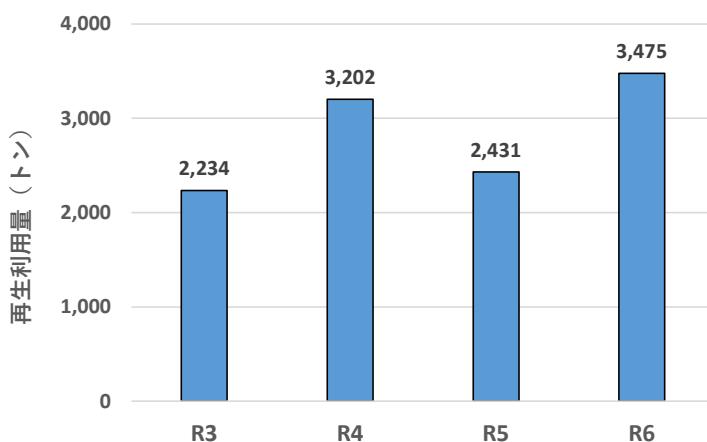


図 14 市内の焼成施設における再生利用量の経年比較

出典：公表データを基に札幌市で算定

4 施策の実施状況

(1) 施策 1 再資源化の推進

ア 施策 1-1 建設系廃棄物選別施設の活用

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>建設工事から発生する廃棄物は現場で分別して排出することが基本とされているが、現場内では分別することが困難で建設混合廃棄物として排出せざるを得ないものについては、選別によりさらに再生利用の向上を目指すことが重要である。</p> <p>市内の選別施設の処理体制が充実し、活用されやすいような環境づくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 選別許可施設における処理能力拡大が進んでいる。○ 本市山口処理場における廃石膏ボードの受入停止（令和3年4月）の周知と併せて、関係団体や排出事業者等に対して、廃石膏ボードを含む建設系混合廃棄物の選別を行う市内4施設の周知を行ったほか、同様の周知を本市ホームページに掲載、問合せ時に案内している。○ 建設リサイクル法の届出対象工事等への立入の機会等を通じて、工事責任者等に対して、上記選別施設の案内を行っている。	<ul style="list-style-type: none">○ 取組を継続する。○ 建設業におけるがれき類や木くずの最終処分率が増加していることから、立入時などに原因を聞き取っていく。

イ 施策 1-2 札幌市リサイクル団地の処理施設整備

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>札幌市リサイクル団地は、リサイクル推進を目的に、廃棄物処理の中核となる最先端かつ独自性を持つ処理施設群を整備したものである。</p> <p>札幌市における産業廃棄物の排出・処理状況を考慮して、必要と思われる施設を整備し、札幌市リサイクル団地を活用した再生利用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 札幌市リサイクル団地内における民間事業者の食品廃棄物リサイクル（一般廃棄物）が拡大し、令和6年9月からは産業廃棄物も受け入れている。令和7年5月には拡充したバイオガス発電も稼働を開始した。	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭の製品プラスチックリサイクル施設のニーズや、既存施設の老朽化による建替え需要などを踏まえ、様々な再生利用の候補地として活用を検討する。

(2) 施策 2 立入指導及び普及啓発の推進

ア 施策 2-1 建設工事現場等排出事業場への立入指導

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>事業者による適正処理の確保のため、産業廃棄物の保管状況やマニフェスト、委託契約書、帳簿等の各種書類について、排出事業場への立入により確認指導を行う。</p> <p>特に建設業から排出される産業廃棄物は、札幌市内から発生する産業廃棄物の多くを占めていることから、建設リサイクル法の届出対象工事等に立入を実施し、適正処理について指導する。適正処理と併せて、可能な限り再資源化・減量化をするよう普及啓発を行う。石綿（アスベスト）含有廃棄物の発生する建設工事については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）」等に基づいた処理について指導する。</p> <p>また、事業場外保管を行う事業者に対しても、適正な保管基準を満たすよう保管場所の立入指導を実施する。</p> <p>排出事業場への立入は年間 100 件以上実施することを目標とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業場への立入時には、産業廃棄物の保管状況やマニフェスト等の不適正なものは指導している。 ○ 建設リサイクル法の届出対象工事等への立入時には、上記に加えて、再資源化・減量化の普及啓発や、石綿含有建材の使用の有無・処分先の不適正なものは指導している。 ○ 事業場外保管を行う事業者に立入し、不適正なものは指導している。 ○ 令和 3 年度は新型コロナウイルスのまん延防止のため立入件数は約 80 件となったが、以降の令和 4 ~ 6 年度は 100 件以上の立入を実施し、目標である「年間 100 件以上立入実施」を達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組を継続する。 ○ 建設業におけるがれき類や木くずの最終処分率が増加していることから、立入時などに原因を聞き取っていく。 ○ 加えて、建設系廃棄物を解体現場から土場等に移動させ、大量に保管する事案が確認されていることから、パトロールを強化するなどして不適正保管の場所の探知に努め、保管基準を遵守するよう指導する。

イ 施策 2-2 処理施設等への立入指導

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>産業廃棄物処理業者が排出事業者から受託した産業廃棄物を、処理基準に従った適正な処理を行っているか行政としても監視・指導していく必要がある。</p> <p>このことから、産業廃棄物収集運搬業に係る積替え保管施設及び産業廃棄物処分業に係る処理施設を、毎年 60 社立入することを目標とし、受託した産業廃棄物の処理状況、各書類の保管状況や施設の維持管理の状況等についても確認指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者への立入し、産業廃棄物の処理状況、各書類の保管状況や施設の維持管理の状況等について不適正なものは指導している。 ○ 令和 3 年度は新型コロナウイルスのまん延防止のため立入件数は約 40 社となったが、令和 4 ~ 6 年度は 60 社（事業場）以上の立入指導を実施し、目標である「年間 60 社以上立入実施」を達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組を継続する。

ウ 施策 2-3 適正処理等に係る普及啓発

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
排出事業者、産業廃棄物処理業者等を対象とし、法改正に伴う新制度や産業廃棄物処理基準の遵守、再生利用に資する情報等に係る普及啓発をガイドブックの配布等の活動により実施し、産業廃棄物に関する知識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィスや店舗向けの事業ごみ分別処理ガイドブックや、廃棄物処理法の規定等をまとめた産業廃棄物ガイドの内容を更新し、特に不適正保管等の通報時に行行為者に対し積極的に配布している。 ○ 排出事業者や関係団体等に対して毎年送付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書などの提出依頼文書と併せて、産業廃棄物ガイドのHP掲載場所、マニフェストの記載方法や電子マニフェスト制度の周知等を行っている。 ○ PFOS等を含む使用済活性炭の適切な保管等について、排出事業者や産業廃棄物処分業者に対して周知している。 ○ 環境保全等に関する取組・活動を発信する環境広場や環境報告書展などの開催や、SDGsの達成に向けて取り組む市内企業を登録する札幌市SDGs企業登録・認証制度の取組等により、廃棄物分野に限らず環境全般に関する普及啓発等を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組を継続する。 ○ 不用品や建設系廃棄物などを引き受け大量に保管し放置する不適正処理事業者がいることから、不用品回収業者や建設工事の元請業者に対して適正処理の普及啓発を行う。

(3) 施策3 手続きの電子化の推進及び情報提供

ア 施策3-1 電子化の推進

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続き等の利便性の向上を図るため、各種報告書について、電子化による提出を推進し、現状約27%（2020年度）の提出率を60%まで引き上げることを目標とする。また、廃棄物処理法上の届出等についても電子提出が可能な仕組みを検討する。 ○ また、電子マニフェストの利用について、事務処理の効率化やデータの透明性の確保の観点から排出事業者にとって多くのメリットがあるため、加入への普及啓発を行う。加えて、排出事業者が電子マニフェストを活用しやすい環境を整備するため、各許可業者にも電子マニフェストの加入の促進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書などの報告書について、電子メールによる提出を推奨した結果、令和6年度の電子化による提出率は59.7%となった。 ○ 排出事業者や許可証者、関係団体等に対して毎年送付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書などの提出依頼文書と併せて、電子マニフェスト制度の周知を行っている。 ○ 排出事業者や許可業者への立入時には、電子マニフェストの利用状況を確認し、必要に応じて情報提供等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組を継続する。 ○ 手数料の入金が必要となる許可申請の電子化については、札幌市全体の取組に合わせて検討していく。

イ 施策3-2 産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>事業者等へのアンケート調査や行政報告を活用し、定期的に本市における産業廃棄物の排出、処理状況の推計調査を行う。</p> <p>この調査結果については、各事業者に本市の排出状況等を認識してもらうとともに、自主的な排出抑制、再生利用等の取組に資する情報として活用できるよう、ホームページ等で情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度に、市内から排出された産業廃棄物の処理実態調査（令和5年度実績）を実施した。 ○ 調査結果を本市ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年に1度を目途に継続して調査するよう努める。

(4) 施策4 循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討

ア 施策4-1 市域内処理のあり方の検討

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>札幌市は、第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画まで、方針の一つとして市域内処理を掲げ、都市としての社会的責務の観点から推進を行ってきた。</p> <p>今後はこの理念を維持しつつも、地域循環共生圏の形成を基にした循環型社会の実現を目指しながら、市域内処理のあり方を検討する。</p>	<p>○ 令和6年度に廃棄物の処理量等を調査する処理実態調査を実施し、市内の産業廃棄物の市域内処理及び市域外処理を調査した。</p>	<p>○ 令和6年度に実施した処理実態調査の結果や、地域循環共生圏に係る国や道などの資料等を踏まえ、市域内処理のあり方を今後検討していく。</p>

イ 施策4-2 市が受け入れている産業廃棄物の見直し

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>産業廃棄物は事業者による処理が原則であることから、札幌市で受け入れている産業廃棄物のうち、民間の処理施設で受け入れるべき産業廃棄物については、排出、処理動態等も鑑みながら、受入について見直しを行う。</p>	<p>○ 平成30年に市内に廃石膏ボードの再生施設が設置されたことから、令和3年4月1日より札幌市山口処理場（埋立地）での受入を停止している。</p> <p>○ 令和7年度はグラスウールのリサイクル可能性について調査を行っている。</p>	<p>○ 埋立処分場の延命化のため、現在埋立されている廃棄物のうち、再生利用に回せるものはないか、排出、処理動態等を優先して調査する。</p>

ウ 施策4-3 市内処理施設による再生利用の推進

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>本市では、「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等の公共工事における環境配慮の基本的な指針を掲げ、建設系廃棄物の減量化や再生利用の推進を掲げている。そのため、市発注工事については、この指針に基づき再生利用を推進するとともに、市内処理業者の育成のため、市内処理施設の活用を図る。</p>	<p>○ 市発注工事は、左記の指針等に基づき、再生利用の推進、市内処理施設の活用を原則としている。</p>	<p>○ 今後も当該原則に基づき市内処理施設の活用を図る。</p>

(5) 施策 5 不法投棄等の防止対策の推進

ア 施策 5-1 不法投棄パトロール

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
監視パトロール員の巡回監視を行い、不法投棄や不法焼却等の不適正処理の発見及び適正処理の指導を行い、監視カメラや警告板（のぼり）の設置により、不法投棄等の未然防止を図る。また、不法投棄等事案について、関係機関と協力し、厳しい指導をする。	<ul style="list-style-type: none">○ 監視パトロール員による日中及び夜間早朝の巡回監視を行い、不法投棄等の未然防止を図っている。○ 国・道・警察等の関係機関と協力して指導している。 (不法投棄発見対応件数) 令和4年度件数：523件 令和5年度件数：565件 令和6年度件数：516件	<ul style="list-style-type: none">○ 取組を継続する。

イ 施策 5-2 市民及び事業者との協力体制の推進

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
市民による不法投棄ボランティア監視員制度や事業者、関係団体との不法投棄監視協力等に関する協定の締結により、市民、事業者、行政が協働しあい、一体となって不法投棄防止対策に努める。	<ul style="list-style-type: none">○ 不法投棄ボランティア監視員制度により、市民と協働して不法投棄の監視を行っている。 令和4年度監視員：331名 令和5年度監視員：312名 令和6年度監視員：306名○ 11事業者（又は関係団体）と不法投棄撲滅に向けた協定を締結している。○ 札幌市立大学と連携して、ポイ捨て等防止条例の啓発広告を作成し、すすきの地区に設置している。	<ul style="list-style-type: none">○ 取組を継続する。○ 不法投棄ボランティア監視員を増やすため、地下鉄にポスターを設置するなどの周知を行う。

(6) 施策 6 特別管理産業廃棄物の適正処理

ア 施策 6-1 PCB廃棄物の期限内処理の推進

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>PCB廃棄物は処分期限が定められており、処分を行うまでの間について適正な保管を行わなければならないとされている。</p> <p>PCB廃棄物の保管等の届出をしていない事業者の把握をしていくとともに、保管事業者に対しては、適正かつ計画的な処理を行うよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ PCB廃棄物の保管事業者や、PCB使用製品の所有事業者に対し、立入調査等を実施し指導を行っている。○ 届出済み高濃度PCB廃棄物のすべてについて、期限内の処分手続きを完了している。	<ul style="list-style-type: none">○ 低濃度PCB廃棄物を処分期限の令和8年度末までに処分するよう指導する。また、処分まで適正に保管するよう事業者を指導する。

イ 施策 6-2 感染性廃棄物の適正処理

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>感染性廃棄物はその性状から、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があるため、医療機関等の感染性廃棄物を排出する事業場に対し、特別管理産業廃棄物管理責任者の適切な配置や、感染性廃棄物の適正な保管、排出等の廃棄物処理法の遵守、「感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいた処理について指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 医療機関への立入検査を実施し、感染性廃棄物の適正処理や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について指導を行っている。	<ul style="list-style-type: none">○ 取組を継続する。

ウ 施策 6-3 廃石綿等の適正処理

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>アスベストを使用した建築物の解体が、令和10年頃にピークを迎えることが予測されている。廃石綿等が発生するアスベスト除去作業等については、大気汚染防止法により届出を行う必要がありますが、届出の審査時に、発生段階から最終処分までの一連の適正処理について確認し、必要な指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 大気汚染防止法に基づく届出の審査時に、廃石綿等の発生段階から最終処分までの適正処理について確認、指導を行っている。	<ul style="list-style-type: none">○ 取組を継続する。○ 不適正な処理が発覚した際には、大気汚染防止法の所管部署と連携して事業者を指導する。

(7) 施策 7 災害廃棄物処理体制の充実

ア 施策 7-1 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>被災した損壊家屋等については、すみやかな都市機能の回復を行うため、必要に応じて廃棄物を適正にかつ迅速に処理をする必要がある。災害廃棄物は、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対応するため、市が処理を実施するべきものです。これらは分類上、一般廃棄物ですが、その多くは産業廃棄物と同等の性状です。大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、産業廃棄物処理施設の活用による処理の委託等も含めた処理実務を定めている「札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアル」を整備していますが、法改正や「札幌市災害廃棄物処理計画」の改定等に対応するとともに、様々な災害へ対応するため、マニュアルの適宜見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年3月に、札幌市災害廃棄物処理計画や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえて、マニュアルの見直しを行った。 ○ 現時点でのマニュアルの変更予定はないが、関係部局と定期的な会議を開催し、災害時対応について協議・情報共有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアルの改定を適宜実施するとともに、関係部局との連携を引き継ぎしていく。

イ 施策 7-2 関係団体等との連携

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>公益社団法人北海道産業資源循環協会と締結している「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づき、発災時には直ちに協力依頼ができるよう、具体的な手続き等を平時から確認する必要がある。</p> <p>また、近隣市町村と締結している「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づき、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来たす事態の発生等に備え、廃棄物処理施設等に関する相互支援により、円滑な処理体制の確保が重要である。</p> <p>のことより、関係団体等との定期的な意見交換を実施し、発災時の円滑な対応に備える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づき、公益社団法人北海道産業資源循環協会から「各支部災害対策本部連絡先」と「災害支援に関する保有資機材・処理施設」の資料を毎年提供いただいている。 ○ 「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」の近隣市町村とは毎年会議を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体との連携の強化を図っていく。

ウ 施策 7-3 災害対応事例の収集と対応の検討

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>本市は平成 30 年北海道胆振東部地震を経験し、民間処理施設等を活用しながら、被災した家屋の公費撤去事業を実施した。この経験を活かし、地震による被害が発生した場合における処理体制の確保について、得られた知見をマニュアルへ反映させるなど対応をしたところである。これに加えて、近年の気候変動により、全国各地で集中的な豪雨の被害を受けていることから、風水害などの本市が経験したことがないような災害への対応についても考なけばならない。</p> <p>より盤石な災害対応とするため、過去の災害対応事例の情報の収集を行い、仮置場規模の検証や処理業者との調整等、必要な処理体制について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 6 年能登半島地震において、災害廃棄物処理に係る業務（公費解体）の支援のため本市職員を述べ 25 名派遣した。 ○ 令和 6 年 7 月に、日本建設機械レンタル協会と仮置場資材の支援に関する協定を締結したほか、環境省主催の仮置場設置訓練に定期的に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害にも対応可能な体制を作るため、公費解体においては解体・建設業関連の団体と協定を結ぶなどの関係構築を図っていく。

(8) 施策 8 社会環境の変化への対応

ア 施策 8-1 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
近年の様々な社会変化として、全国的に甚大な被害を発生させる自然災害の頻発、外国政府による廃棄物輸入規制等による国内での廃棄物処理の滞留の懸念、新型コロナウイルス感染症とそれに備えるための新しい生活様式による影響等が挙げられる。	○ 令和6年度には、市内から排出される産業廃棄物の排出、処理状況実態・推計調査（令和5年度実績）を実施し、廃棄物の動向の把握に努めている。 例えば今後太陽光パネルの大 量廃棄が見込まれているが、北 海道立総合研究機構の研究結果 や業界団体の動向などを把握す ることとしている。	○ 社会情勢の変化等による産業廃棄物処理への影響などの把握を行う。

イ 施策 8-2 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
地域循環共生圏の形成のためには、最適な規模で資源を循環させることが重要であり、循環資源や地域特性などに応じて、広域的処理等の方法で、循環利用を実現することが必要である。よって、北海道内の産業廃棄物処理の情勢変化も捉えつつ、本市から発生した循環資源の移動状況を把握することが重要となる。 このことから、地域循環共生圏の形成に向け、本市及び近郊を中心とした産業廃棄物の広域処理や再生利用の実態を調査する。	○ 令和6年度には、市内から排出される産業廃棄物の排出、処理状況実態・推計調査（令和5年度実績）を実施した。	○ 地域循環共生圏に係る国等の資料等や北海道の廃棄物調査結果も踏まえ、今後のあり方を検討していく。

ウ 施策 8-3 気候変動対策の推進

施策の内容	施策の実施状況	今後の取組予定
<p>近年、世界中で影響を及ぼしている気候変動への対策として、国際的枠組みである「パリ協定」が採択・発効となるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速している。</p> <p>本市においても、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、2020年2月に2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明し、気候変動対策行動計画において、2050年のゼロカーボンに向けて、2030年までに温室効果ガス排出量を半減（2016年比で55%削減）することを目標に掲げて取組を進めることとしている。</p> <p>また、国においても2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを表明し、その実現に向けて2020年12月にはグリーン成長戦略が策定されたところである。</p> <p>このことから、廃棄物の再生利用のみならず、温室効果ガスの排出削減にも資する、廃棄物系バイオマスの再生利用、さらには再生可能エネルギーへの転換も可能な処理施設の整備を検討し、気候変動対策の取組について推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年5月より、民間事業者による食品廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）を用いたバイオガス発電施設が新たに稼働している。発電出力は従来の約10倍となった。 札幌市も食品廃棄物の分別回収への協力を排出事業者に呼びかけた。 ○ 令和6年4月から札幌市の3清掃工場で発電された電力の余剰分を地下鉄3路線に供給し、地下鉄3路線で消費する電力の約70%をゼロカーボン化した。 令和7年4月には、新しく建て替えた駒岡清掃工場の発電能力の上昇により、地下鉄3路線で消費する電力の100%がゼロカーボン化された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、処分業者に再生可能エネルギーの利用を普及啓発していく。

5 計画の中間評価

令和5年度実績値と令和12年度目標値との比較は、以下のとおりであった。

項目	基準	平成30年度値	令和5年度値	令和12年度目標値	達成状況
① 最終処分量の減量	最終処分量	10.8万t	8.3万t	10.0万t以下 (H30年比0.8万トン以上削減)	○
② 再生利用の推進	再生利用率	79.8%	83.8%	81.0%以上 (H30年比1.5ポイント以上増加)	○

調査結果や施策の取組状況、今後の取組の方向性を以下のとおり総括する。

なお、現時点で計画目標は達成しているものの、札幌市や近郊の事業活動の変化により、札幌市内から排出される廃棄物量の変化等も予想されることから、現在の目標値を据え置き、目標の達成を維持できるよう施策を進めることとする。

① 最終処分量の削減

調査結果	現状	今後
		主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標である最終処分量 10.0万t以下を達成した。 ○ がれき類は0.9万トン増加している。 ○ 紙くずや木くずが約6ポイント、がれき類は1.6ポイント増加している。紙くずは多くの業種で、木くずは建設業やその他の事業で増加していた。木くずのうち、その他の事業の内訳を確認したところ、新聞業や鉄道業、卸売業・小売業で最終処分率が高い状況だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施策4-2 市が受け入れている産業廃棄物の見直し」に基づき実施した、令和3年4月1日に札幌市山口処理場での廃石膏ボードの受入停止により、埋立処分からリサイクルへの流れが最終処分量の削減に寄与したと考えられる。 ○ 「施策2-1 建設工事現場等排出事業場への立入指導」や「施策2-3 適正処理等に係る普及啓発」等に基づく地道な事業者指導も最終処分量の削減に寄与していると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在埋立されている廃棄物のうち、再生利用に回せるものはないか、排出、処理動態等を調査していく。 ○ がれき類や木くずの最終処分量及び最終処分率が増加しているという課題がある。建設業など排出事業場等への立入時に原因を聞き取る等の調査をしていく。

② 再生利用の推進

現状		今後
調査結果	主に寄与した取組	主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標である再生利用率 81.0%以上を達成した。 ○ ほとんどの種類の産業廃棄物で、再生利用率が上昇している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施策 4-2 市が受け入れている産業廃棄物の見直し」に基づき実施した、令和3年4月1日に札幌市山口処理場での廃石膏ボードの受入停止により、埋立処分からリサイクルへの流れが寄与したと考えられる。 ○ 「施策 2-1 建設工事現場等排出事業場への立入指導」や「施策 2-3 適正処理等に係る普及啓発」等に基づく地道な事業者指導も最終処分量の削減に寄与していると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在埋立されている廃棄物のうち、再生利用に回せるものはないか、排出、処理動態等を調査していく。 ○ 木くずなど再生利用率が減少し最終処分率が増加しているという課題がある。そのため、建設業や卸売業・小売り業などの排出事業場への立入時に原因を聞き取る等の調査をしていく。

(参考指標関連)

現状		今後
調査結果	主に寄与した取組	主な取組の方向性
<p>ア 建設系産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設系産業廃棄物のほとんどで最終処分率が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施策 4-2 市が受け入れている産業廃棄物の見直し」に基づき実施した、令和3年4月1日に札幌市山口処理場での廃石膏ボードの受入停止により、埋立処分からリサイクルへの流れが寄与したと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在埋立されている廃棄物のうち、再生利用に回せるものはないか、排出、処理動態等を調査していく。
<p>イ 廃プラスチック類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどの業種で最終処分率が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設系産業廃棄物の汚泥や紙くず、木くず、がれき類の最終処分率が増加していたり、農業、林業の廃プラスチック類の最終処分率が増加していることから、排出事業場等への立入時に原因を聞き取る等の調査をしていく。 	
<p>ウ 廃石膏ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の廃石膏ボードの焼成施設における再生利用量は増加しており、リサイクルが進んでいる状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施策 2-1 建設工事現場等排出事業場への立入指導」や「施策 2-3 適正処理等に係る普及啓発」等に基づく地道な事業者指導も最終処分量の削減に寄与していると考える。 	